

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 純資産</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 評価・換算差額等（第三十一条）</p> <p>第五節 新投資口予約権（第三十一条の二）</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表（第三十五条―第四十六条の二）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 純資産</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 評価・換算差額等（第三十一条）</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表（第三十五条―第四十六条）</p> <p>第三章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有</p>

法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第三百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の

価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第三百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の

百分の七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（通則）

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十一条第五項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に行う次に掲げる場合における投資口の発行をいう。

- 一 (略)
- 二 新投資口予約権の行使があった場合
- 三 (略)

（新投資口予約権の行使があった場合）

第十六條の二 新投資口予約権の行使があった場合には、出資総額増

七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十九第四項の規定により加算する金額（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八條の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

（通則）

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十一条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に行う次に掲げる場合における投資口の発行をいう。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)

（新設）

加額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 行使時における当該新投資口予約権の帳簿価額

二 法第八十八条の十七第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額）

イ 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨につき行使時の為替相場に基づき算出された額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額（イに定める額を含む。）により出資総額増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

（法第八十条の二第二項において準用する法第三百三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主に対して投資口を交付すべき場合）

第十六条の三 投資法人が当該投資法人の投資口を取得したことによ
り生ずる法第八十条の二第二項において読み替えて適用する法第百
三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主（投資主と連帯し
て義務を負う者を含む。）に対して当該投資主から取得した投資口
に相当する投資口を交付すべき場合には、出資総額増加額は、零と
する。

2 前項に規定する場合には、同項の行為後の出資剰余金の額は、次
に掲げる額の合計額とする。

一 前項の行為の直前の出資剰余金の額

（新設）

二 前項の投資主（投資主と連帯して義務を負う者を含む。）が投資法人に対して支払った金銭の額

第十九条（略）

2 投資法人が自己投資口の処分又は消却をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己投資口の額とする。

3 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資剰余金の額は、当該自己投資口の処分の対価の額が当該自己投資口の帳簿価額を上回る場合においては、当該自己投資口の処分の対価の額から当該自己投資口の帳簿価額を控除して得た額が増加し、当該自己投資口の帳簿価額が当該自己投資口の処分の対価の額を上回る場合においては、当該自己投資口の帳簿価額から当該自己投資口の処分の対価の額を控除して得た額（以下「自己投資口処分差損額」という。）が控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。

4 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資総額は、自己投資口処分差損額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。

（出資総額）

第二十条 投資法人の出資総額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第百三十六条第一項の規定により法第百三十一条第二項の

第十九条（略）

2 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己投資口の額とする。

（新設）

（新設）

（出資総額）

第二十条 投資法人の出資総額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第百三十六条の規定により法第百三十一条第二項の承認を

承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合に限り、当該組み入れた金額が増加するものとする。

2 投資法人の出資総額は、前款に定めるところのほか、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項及び第三百七十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は消却をした投資口に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額若しくは利益超過分配金額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、出資総額が減少するものと解してはならない。

一～三 (略)

(出資剰余金の額)

第二十一条 投資法人の出資剰余金の額は、第一款、前款及び次節に定めるところのほか、法第三十五条第一項の規定により出資総額等を減少した場合に限り、同項の規定により出資剰余金として積み立てなければならない額に相当する額が増加するものとする。

2 投資法人の出資剰余金の額は、前款及び次節に定めるところのほか

受けた金銭の分配に係る計算書に基づき利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合に限り、当該組み入れた金額が増加するものとする。

2 投資法人の出資総額は、法第二百五条第三項及び第三百七十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、出資総額が減少するものと解してはならない。

一～三 (略)

(出資剰余金の額)

第二十一条 投資法人の出資剰余金の額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第三十五条第一項の規定により出資総額等を減少した場合に限り、同項の規定により出資剰余金として積み立てなければならない額に相当する額が増加するものとする。

2 投資法人の出資剰余金の額は、次節に定めるところのほか、法第

か、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、消却をした投資口に相当する額、払戻しをした投資口に相当する額、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額又は利益超過分配金額に相当する額が、控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

3 前款、前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、出資剰余金の額を減少させないことができる。この場合においては、当該減少させない額に対応する額は、出資剰余金以外の剰余金（第三十九条第二項第三号に規定する剰余金をいう。）から減少させるものとする。

第五節 新投資口予約権

第三十一条の二 投資法人が新投資口予約権を発行する場合には、当該新投資口予約権と引換えにされた金銭の払込みの金額（金銭の払込みを受けていない場合にあつては零）その他適切な価格を、増加すべき新投資口予約権の額とする。

2 前項に規定する「投資法人が新投資口予約権を発行する場合」とは、新投資口予約権無償割当て（法第八十八条の十三に規定する新

百二十五条第三項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額に相当する額が、控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

3 前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、出資剰余金の額を減少させないことができる。この場合においては、当該減少させない額に対応する額は、出資剰余金以外の剰余金（第三十九条第二項第三号に規定する剰余金をいう。）から減少させるものとする。

（新設）

（新設）

	<p>投資口予約権無償割当てをいう。)をする場合において新投資口予約権を発行する場合をいう。</p>
3	<p>次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を、減少すべき新投資口予約権の額とする。</p> <p>一 投資法人が自己新投資口予約権（法第八十八条の十二第一項に規定する自己新投資口予約権をいう。以下同じ。）の消却をする場合 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p> <p>二 新投資口予約権の行使又は消滅があつた場合 当該新投資口予約権の帳簿価額</p>
4	<p>投資法人が当該投資法人の新投資口予約権を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己新投資口予約権の額とする。</p>
5	<p>次の各号に掲げる自己新投資口予約権（当該新投資口予約権の帳簿価額を超える価額で取得するものに限る。）については、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 営業期間の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い自己新投資口予約権（次号に掲げる自己新投資口予約権を除く。）</p> <p>イ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該営業期間の末日における時価</p> <p>ロ 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p>
	<p>二 処分しないものと認められる自己新投資口予約権 当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額</p>

6 | 投資法人が自己新投資口予約権の処分若しくは消却をする場合又は自己新投資口予約権の消滅があつた場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己新投資口予約権の額とする。

7 | 第一項及び第三項から前項までの規定は、投資口等交付請求権（新投資口予約権以外の権利であつて、当該投資法人に対して行使することにより当該投資法人の投資口の交付を受けることができる権利をいう。次項及び第七十二条第四号において同じ。）について準用する。

8 | 募集投資口を引き受ける者の募集に際して発行する投資口が投資口等交付請求権の行使によつて発行する投資口であるときにおける第十六条の規定の適用については、同条中「に定める額」とあるのは、「に定める額」及び第三十一条の二第七項に規定する投資口等交付請求権の行使時における帳簿価額の合計額」とする。

（純資産の部の区分）

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
い。

一・二 （略）

三 新投資口予約権

2 （略）

3 出資総額に係る項目は、法第八十条第五項、第二百二十五条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第三百三十七条第三項又は第十九条第四項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出

（純資産の部の区分）

第三十九条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
い。

一・二 （略）

（新設）

2 （略）

3 出資総額に係る項目は、法第二百二十五条第三項又は第三百三十七条第三項の規定により出資総額から控除される金額がある場合には、出資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

資総額と出資総額控除額とに区分しなければならない。

4～6 (略)

7 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。

(新投資口予約権の表示)

第四十六条の二 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(損益計算書の区分)

第四十八条 (略)

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3～5 (略)

第五十六条 (略)

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな

4～6 (略)

(新設)

(新設)

(損益計算書の区分)

第四十八条 (略)

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3～5 (略)

第五十六条 (略)

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな

ければならない。

一・二 (略)

三| 新投資口予約権

3| 6 (略)

7| 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を
控除項目として区分することができる。

8| (略)

9| 評価・換算差額等又は新投資口予約権に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一〇三 (略)

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〇十三 (略)

十四| 資産の運用の制限に関する注記

十五| 十八 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

ければならない。

一・二 (略)

(新設)

3| 6 (略)

(新設)

7| (略)

8| 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一〇三 (略)

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一〇十三 (略)

(新設)

十四| 十七 (略)

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 当該投資法人の自己投資口の消却の状況

十一・十二 (略)

(損益計算書に関する注記)

第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 海外不動産保有法人(投資信託及び投資法人に関する法律施行

規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)第五百条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。)の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有し、又は有していた場合における当該海外不動産保有法人ごとの株式又は出資の売却損益及び受取配当金

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第六十四条 投資主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該営業期間の末日における当該投資法人が発行している新投資口予約権(法第八十八条の二第三号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該投資法人の投資口の数

(新設)

十一・十一 (略)

(損益計算書に関する注記)

第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第六十四条 投資主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(資産の運用の制限に関する注記)

第六十六条の四 令第六十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有する場合における当該海外不動産保有法人に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該海外不動産保有法人の株式の取得額の総額又は出資の総額
二 当該登録投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合

三 当該海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ 貸借対照表項目(流動資産合計、固定資産合計(投資不動産(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三十三条に規定する投資不動産をいう。)合計についても記載すること。)、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。)

(新設)

(資産運用報告の表示事項)

第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一〜三 (略)

四 投資法人の新投資口予約権及び投資口等交付請求権に関する重要な事項

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〜七 (略)

八 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項

イ 当該海外不動産保有法人に対する出資額

ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の配分方針

ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又

(資産運用報告の表示事項)

第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〜七 (略)

(新設)

は出資の総数又は総額に対する割合

二 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容

九 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資法人の営業期間中における売買総額

十、二十四（略）

2（略）

（出資総額又は出資剰余金からの控除の方法）

第七十七条 法第百三十六条第二項及び法第百三十七条第三項の規定に基づき損失に相当する額及び利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号

（新設）

八、二十二（略）

2（略）

（出資総額又は出資剰余金からの控除の方法）

第七十七条 法第百三十七条第三項の規定に基づき利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額

の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八条 (略)

2 法第三十六條第一項の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

3 (略)

を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十八条 (略)

2 法第三十六條の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十六條第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十九條第三項の出資総額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

3 (略)